

## 浜田市人権尊重推進委員会

日時：令和 6 年 12 月 19 日（木）

午前 10 時～

場所：浜田市役所本庁舎 4 階 講堂

### 1 開会

### 2 委員自己紹介

### 3 議事

#### (1) 浜田市人権教育・啓発基本計画（第 4 次）

令和 5 年度事業実績及び令和 6 年度事業計画書について

資料 1

#### (2) 人権問題に関する市民意識調査について

資料 2 ～ 資料 5

#### (3) 今後のスケジュールについて

資料 6

### 4 その他

浜田市人権尊重推進委員会委員

| No. | 所 属                             | 区分                 | 役職                      | 氏名              |
|-----|---------------------------------|--------------------|-------------------------|-----------------|
| 1   | 松江地方法務局 浜田支局                    | 人権施策に関し<br>識見を有する者 | 支局長                     | 原 孝文            |
| 2   | 島根県西部人権啓発推進センター                 | 人権施策に関し<br>識見を有する者 | センター長                   | 栗原 郁人           |
| 3   | 浜田管内学校・福祉連携推進教員<br>(島根県立清和養護学校) | 人権施策に関し<br>識見を有する者 | 教諭                      | 高木 康之           |
| 4   | 浜田児童相談所                         | 人権施策に関し<br>識見を有する者 | 所長                      | 長谷川 美穂          |
| 5   | 全日本同和会<br>島根県連合会浜田支部            | 人権施策に関し<br>識見を有する者 | 女性部長                    | 佐々木 幸子          |
| 6   | 部落解放同盟<br>島根県連合会石央支部            | 人権施策に関し<br>識見を有する者 | 財務委員                    | 細川 初美           |
| 7   | 浜田人権擁護委員協議会                     | 人権施策に関し<br>識見を有する者 | 常務委員                    | 【委員長】<br>寺田 恭子  |
| 8   | 浜田女性ネットワーク                      | その他市長が<br>必要と認める者  | 会長                      | 花田 香            |
| 9   | 浜田市民生児童委員協議会                    | その他市長が<br>必要と認める者  | 理事                      | 村井 栄美子          |
| 10  | 浜田市身体障害者福祉協会                    | その他市長が<br>必要と認める者  | 事務局長                    | 坂本 正見           |
| 11  | 浜田国際交流協会                        | その他市長が<br>必要と認める者  | 理事長                     | 矢口 伸二           |
| 12  | 浜田地区保護司会                        | その他市長が<br>必要と認める者  | 保護司                     | 坂東 朋子           |
| 13  | 浜田商工会議所                         | その他市長が<br>必要と認める者  | 専務理事                    | 【副委員長】<br>田村 洋二 |
| 14  | 浜田市まちづくりセンター<br>合同連絡会           | その他市長が<br>必要と認める者  | (浜田まちづくり<br>センター)<br>主事 | 田畑 恵            |
| 15  | 浜田市教育研究会<br>人権・同和教育部会           | その他市長が<br>必要と認める者  | 部長                      | 上部 孝雄           |

|     |              |        |       |
|-----|--------------|--------|-------|
| 事務局 | 浜田市          | 地域政策部長 | 田中 健司 |
|     | 浜田市教育委員会     | 教育部長   | 草刈 健司 |
|     | 人権同和教育啓発センター | 所長     | 濱見 武士 |
|     | 人権同和教育啓発センター | 係長     | 小寺 良昌 |
|     | 人権同和教育啓発センター | 指導主事   | 中川 伸二 |
|     | 人権同和教育啓発センター | 指導主事   | 佐田 良二 |

## 浜田市人権を尊重するまちづくり条例

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とした世界人権宣言の理念は、人類普遍の原理です。

我が国においても、基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、部落差別の解消の推進に関する法律等が制定され、差別の解消の推進や人権を尊重する社会の実現のための取組が積極的に進められています。

浜田市は、日本海交易の中心地の一つとして、他の地域と結びつき、多くの人との交流を通して多様な文化を取り入れながら発展してきた都市です。

平成 20 年には、島根あさひ社会復帰促進センターの開所を契機に、人権尊重の都市の実現を目的として、浜田市人権尊重都市宣言を制定し、人権問題について共に考え、理解し、お互いが人権を尊重する心豊かな住みよいまちを築く取組を進めてきました。また、令和 2 年には、浜田市協働のまちづくり推進条例を制定し、その基本理念に基づき、一人ひとりが相手の立場や違いを尊重し、お互いを助け合うことにより、協働のまちづくりを推進しています。

しかしながら、依然として、様々な人権侵害や差別が存在しています。特に、社会経済情勢や時代の変化に伴い、インターネットを利用した悪質な書き込み、性的指向と性自認への誤った認識による発言、新型コロナウイルス感染症をはじめとする疾病等を理由とした偏見などの人権侵害や差別が新たな課題として生じています。

このような課題を解決し、一人ひとりが尊重される社会を実現するためには、一人ひとりの個性、違い、様々な文化を多様性として認め合い、人権に関する様々な課題についての認識を深めるとともに、差別を無くす意思を持ち、行動を起こすことが必要です。

ここに、私たちは、お互いの人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現を目指し、この条例を制定します。

## **（目的）**

第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりを推進するための基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、あらゆる差別及び偏見の解消を図り、もって全ての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現を図ることを目的とする。

## **（定義）**

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、又は滞在する者（通勤又は通学をする者を含む。）をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行うものをいう。

## **（基本理念）**

第3条 人権尊重のまちづくりは、全ての人は等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるという考えの下、一人ひとりの個性を尊重し、多様性を認め合い、共に支え合う心の醸成に努めることにより行わなければならない。

## **（差別及び人権を侵害する行為の禁止）**

第4条 何人も、家庭、職場、学校、地域、インターネット上その他社会のあらゆる場所及び場面において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 年齢、障がい、人種、国籍、言語、性別、性的指向、性自認、疾病、被差別部落出身その他の事由を理由とした不当な差別的行為
- (2) いじめ、虐待、体罰、ハラスメント（行為者の意図にかかわらず、相手方を不快にさせ、相手方の尊厳を傷つけ、又は相手方に不利益若しくは脅威を与えることをいう。）その他の人権を侵害する行為

## **（市民の権利）**

第5条 市民は、一人ひとりが個人として尊重され、自分らしく生きる権利を有する。

### （市の責務）

第 6 条 市は、第 3 条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権尊重のまちづくりに必要な施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するものとする。

2 市は、人権施策の推進に当たっては、市民及び事業者並びに国、県その他の関係機関と連携して取り組むものとする。

### （市民の責務）

第 7 条 市民は、基本理念にのっとり、自ら人権尊重の意識の高揚に努めるとともに、自らの権利を行使するに当たっては、社会の構成員としての責任を自覚し、常に他者の人権を尊重するものとする。

2 市民は、市が推進する人権施策に協力するよう努めるものとする。

### （事業者の責務）

第 8 条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に関わる者の人権尊重の意識の高揚に努めるとともに、人権を尊重した事業活動を行うものとする。

2 事業者は、市が推進する人権施策に協力するよう努めるものとする。

### （人権施策の推進）

第 9 条 市は、人権施策を総合的かつ計画的に推進するため、人権施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権施策の基本理念及び基本目標
- (2) 人権尊重の意識の高揚を図るための教育及び啓発に関すること。
- (3) 人権に関する課題に対する取組に関すること。
- (4) その他人権施策を推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ浜田市人権尊重推進委員会に諮問するものとする。

### （相談体制の充実）

第 10 条 市は、人権に関する様々な相談に的確に応じ、支援するため、国、県その他の関係機関と連携し、相談体制等の充実に努めるものとする。

### （浜田市人権尊重推進委員会の設置）

第 11 条 第 9 条第 3 項の規定による諮問に応じて調査審議するため、浜田市人権尊重推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、前項の規定による調査審議のほか、基本計画を検証し、及び評価し、市長に意見を述べることができる。

### （委員会の委員）

第 12 条 委員会の委員は、15 人以内とする。

2 委員は、人権施策に関し識見を有する者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員にあっては、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### （その他）

第 13 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

#### （経過措置）

2 この条例の施行の際現に策定されている浜田市人権教育・啓発推進基本計画は、第 9 条第 1 項に規定する基本計画とみなす。

（浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 20 年浜田市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表浜田市国民保護協議会委員の項の次に次のように加える。

|                |           |
|----------------|-----------|
| 浜田市人権尊重推進委員会委員 | 〃 6,000 円 |
|----------------|-----------|

## 浜田市人権尊重推進委員会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、浜田市人権を尊重するまちづくり条例（令和5年浜田市条例第13号）第12条第5項の規定に基づき、浜田市人権尊重推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により、これを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (関係者の出席等)

第4条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、人権同和教育啓発センターにおいて処理する。

### (その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が会議に諮り定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

### (会議の招集の特例)

2 この規則の施行の日以後又は委員の任期満了後最初に開かれる委員会の会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。